

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

1 計画策定の趣旨

少子高齢化による人口減少社会の進行、非正規労働者の増加、家族構成の多様化など、近年の社会環境は大きな変化が見られるとともに、男女共同参画を取り巻く課題も多様化・深刻化しています。

本市の男女共同参画の推進については、平成20年4月に「沼津市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）が施行され、平成23年4月からは「第3次沼津市男女共同参画基本計画」に基づき、「職場」「教育」「地域」における男女共同参画の取り組みを重点取組目標として推進してきました。

しかし、社会環境の変化に伴い、女性自身の就業に対する意識が拡大してきているものの、職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現が十分でないなど、様々な分野において新たな課題が確認されています。

そのため、国は、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を施行し、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表を事業主に義務付けるほか、12月には「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進」を横断的視点とした「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

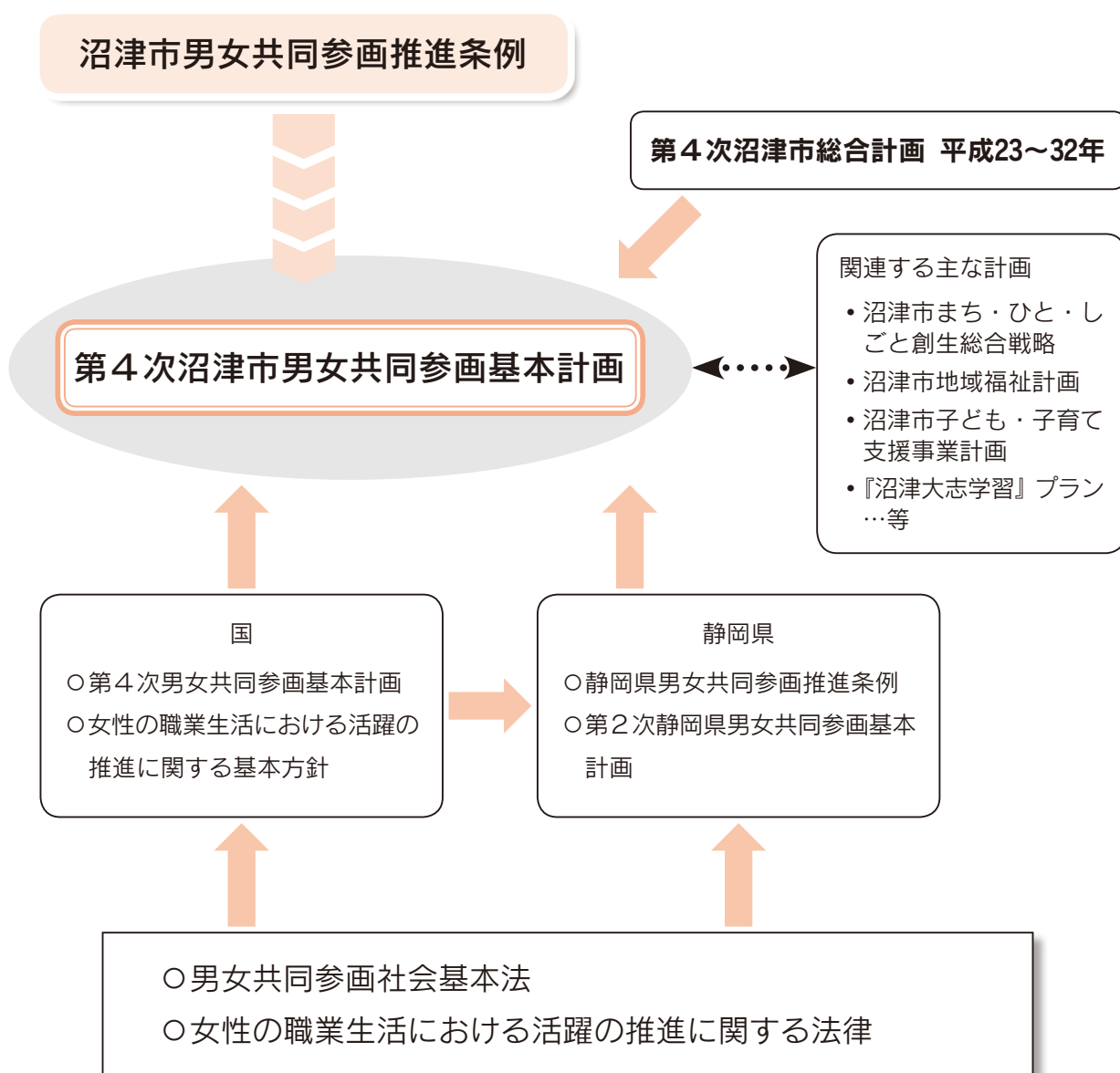
本市では、こうした背景を考慮して「第4次沼津市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、これまでの重点取組目標に「家庭」を加えるとともに、「男性中心型の労働慣行等の変革と女性の活躍推進」を横断的視点とした施策の構成としたものであり、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生活することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村男女共同参画計画であり、条例第11条に基づく男女共同参画の推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、国の男女共同参画基本計画及び静岡県男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえるとともに、沼津市総合計画との整合性を図っています。



国 男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画

国は男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけて、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定しました。

また、この法律を具体化する施策を示した男女共同参画基本計画（第1次）を平成12年に策定し、平成27年12月には第4次となる計画を閣議決定しました。

第4次の計画では、次の4つを目指すべき社会と位置づけ、その実現を通じて男女共同参画の形成の促進を図っていきます。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

県 男女共同参画推進条例と男女共同参画基本計画

県では平成13年に静岡県男女共同参画推進条例を制定し、平成15年に第1次、また、平成23年には第2次の静岡県男女共同参画基本計画を策定しました。

県は計画での全体目標を「誰もが個性を活かし能力を発揮できる理想郷“ふじのくに”づくり」として、3つの方針に基づいて計画を推進しています。

- ①男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり
- ②誰もが安心して暮らすことができる環境づくり
- ③元気で活力のある社会づくり

3 計画の期間

計画の期間は、第4次沼津市総合計画（後期推進計画：平成28年度～平成32年度）との整合を図り、平成28年度から平成32年度の5年間です。

ただし、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。